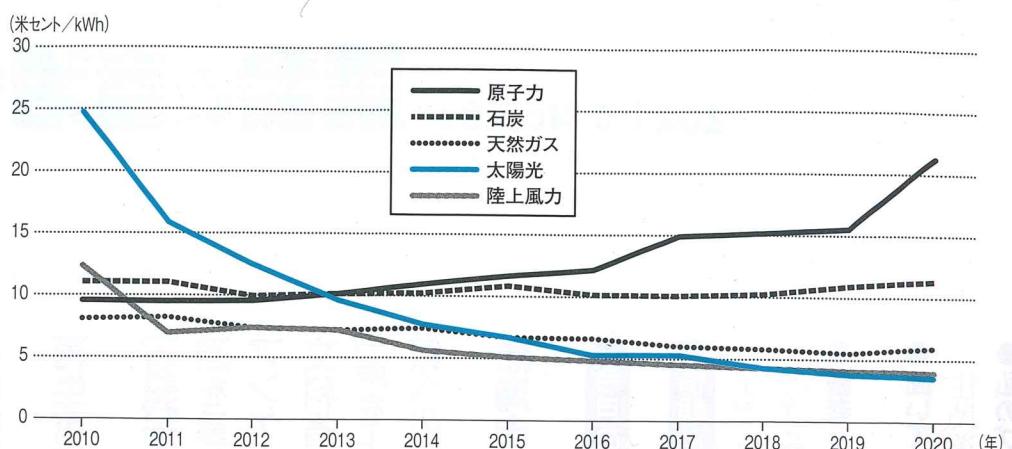
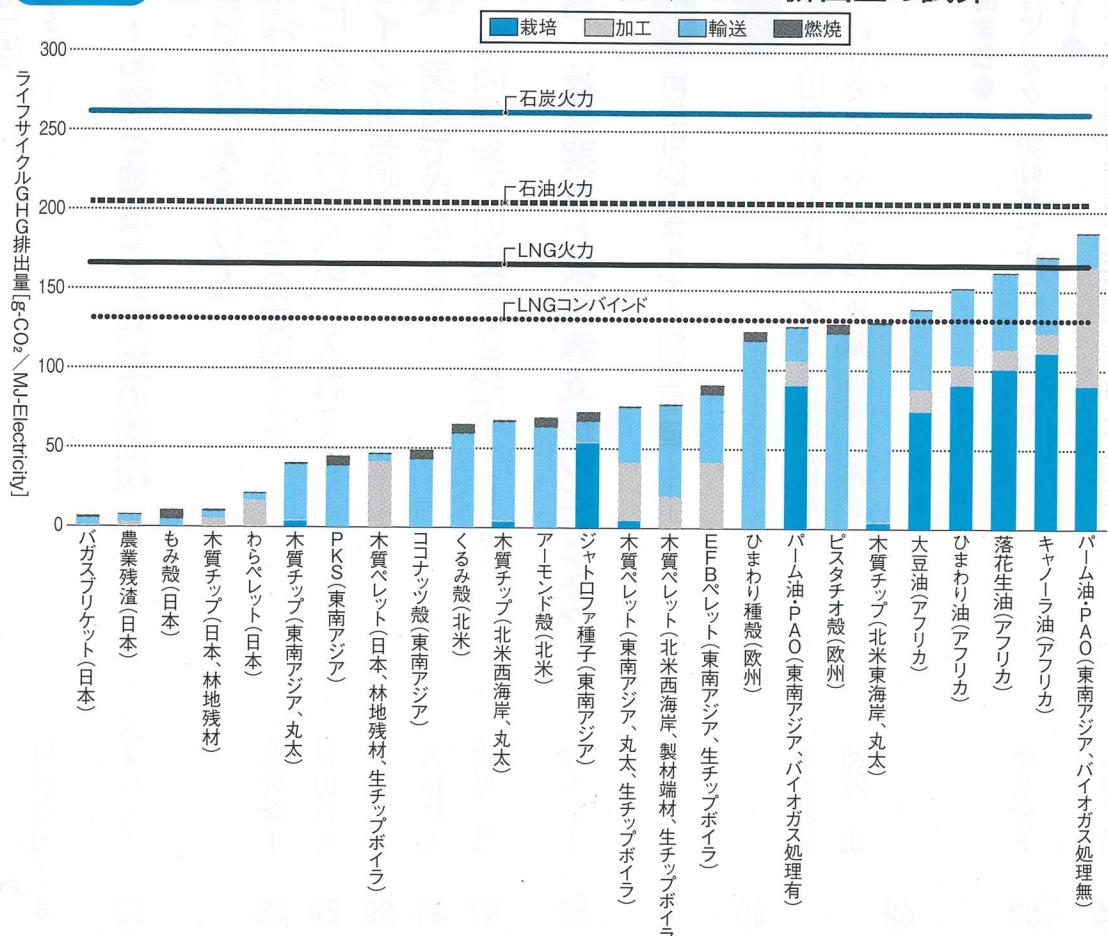


資料1 発電エネルギー技術のコスト比較(米国)



※米国のエネルギー関連投資会社Lazardの各年版データ(Lazard2020など)を未来のためのエネルギー転換研究グループがまとめたもの
(出典:未来のためのエネルギー転換研究グループ「レポート2030」(2021年2月)より、日本共産党・岩渕友参議院議員事務所作成。2021年6月3日
参議院経済産業委員会提出資料)

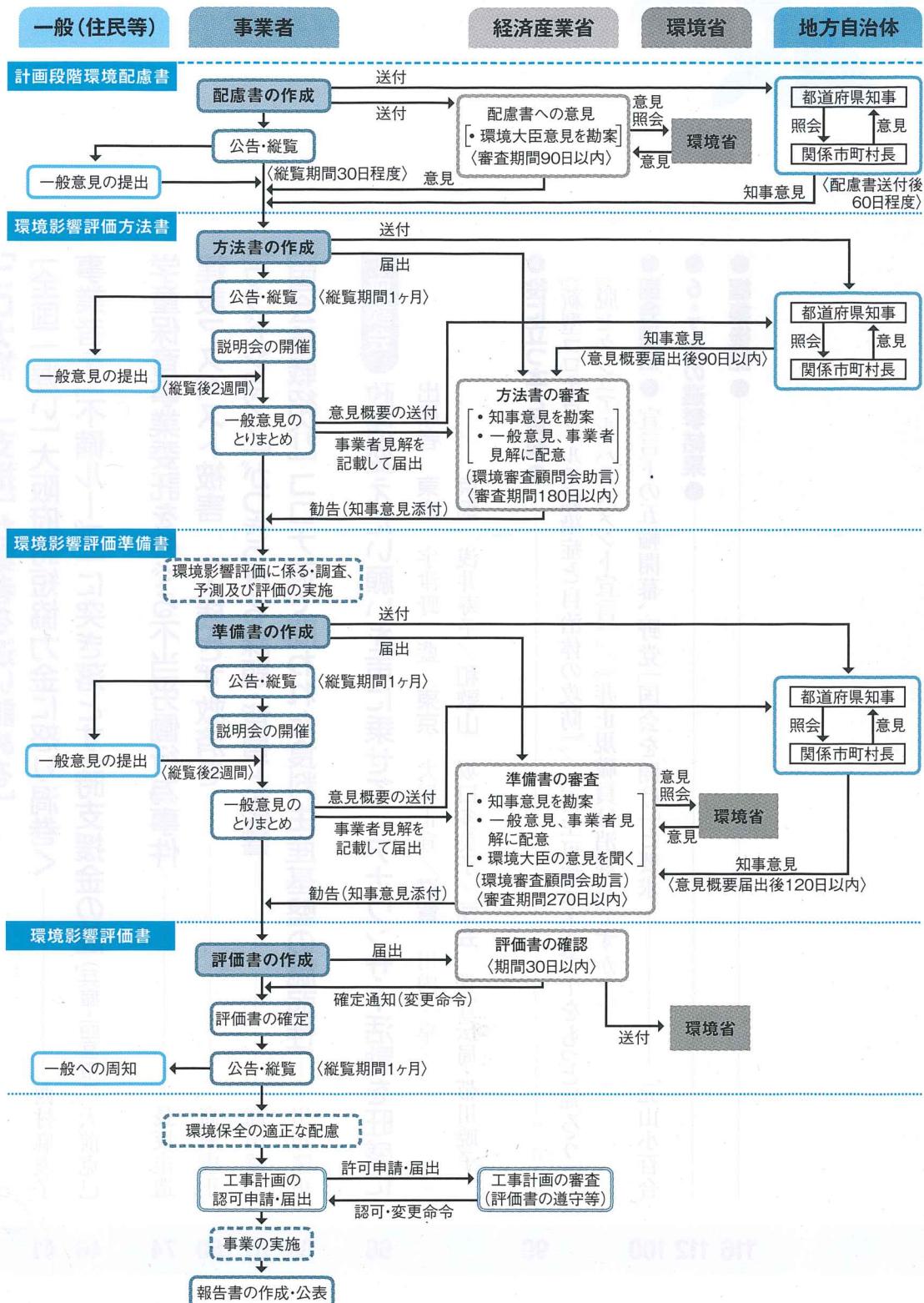
資料2 燃料種別・産地ごとのライフサイクルGHG排出量の試算



※グラフは複数文献に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(出典:経済産業省委託事業「バイオマス燃料の安定調達・持続可能性等に係る調査報告書」(2019年2月)より日本共産党・岩渕友参議院議員事務所作成。2021年5月20日参議院経済産業委員会提出資料)

資料3 発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



再生可能エネルギー事業と 地域との共生の課題

党国会議員団事務局 安部由美子

はじめに

れました。以下、経済産業委員会での論戦を中心にお伝えします。

国際的な気候変動対策、脱炭素社会への移

行を求める世論の高まりのもとで、この間、日本でも、国会での気候非常事態宣言の決議、二〇五〇年カーボンニュートラルと二〇

1 気候変動をめぐる政府の対応

三〇年度の温室効果ガス四六%削減（二〇一三年度比）目標を首相が表明せざるを得なくなっています。いまや化石燃料の使用を縮減し「脱炭素」社会に移行していくことは避けられなくなっていますが、これをどのように進めていくのかをめぐって激しいせめぎあいが生じています。先の通常国会でも、その焦点である①原発、②石炭火力発電、③再生可能エネルギーの在り方にについて論戦が交わさ

れました。G7首脳会議（六月十一～十三日）では、気候変動への対応が主要課題の一つとされ、それに先立ちG7の気候・環境大臣会合（五月二十一、二十二日）が初めて開催されました。

これらの会議の共同声明では「石炭火力発電が温暖化の最大の要因」と明記し、今年十一月に開催されるCOP26（国連気候変動枠

組条約第二十六回締約国会議）の議長国であるイギリスの提案で、石炭火力発電の全廃が提案されましたが、日本は最後まで抵抗し、海外メディアでも厳しく批判されました。

日本共産党的岩瀬友参議院議員は、五月二十六日の本会議で「石炭火力の輸出、国内発電とも全廃すべき」と主張。政府が「グリーン社会への転換のために活用する非化石エネルギー源」として原発を位置づけていることを批判し、「原発ゼロを決断し、省エネ、エネ中心のエネルギー政策へ転換すべき」と迫りました。梶山弘志経済産業大臣は「今回のG7閣僚声明では、石炭火力輸出支援の厳格化というわが國の方針を説明し、各国から一定の理解を得た」と、苦しい言い訳をしながら、石炭火力の輸出に固執する姿勢を示し

ました。また「原子力、火力、水素、アンモニアなどあらゆる選択肢を追求し、カーボンニュートラルの実現を目指すことが重要」、「安定かつ安価な電力供給や気候変動問題への対応など考えれば、確立した脱炭素電源である原子力の活用は欠かせない」と強弁し、斜陽産業である原発の生き残りへ「脱炭素電源」という位置づけを最大限利用していく立場を明らかにしました。

「脱炭素」を口実に原発を推進

七月二十一日、経済産業省は、国の中長期のエネルギー政策の方向性を示す「第六次エネルギー基本計画（素案）」（エネルギー政策基本法に基づき二〇四年ごとに策定）を公表しました。「素案」では、二〇三〇年度の電源構成について、再エネは現行（第五次・二〇一八年）の二三・二四%から三六・三八%に引き上げ、火力は現行の五六%から四一%に減らすとしています。

一方、原発は現行計画の二〇・二二%と同じ比率を維持しています。これは現存する原発のほとんどにあたる二十七基を稼働させることになります。自民党内や電力業界を中心、「カーボンニュートラル」「脱炭素」を理由に、次期エネルギー基本計画に原発の新増設、リブレース（建て替え）を明記すること

とを求めてきましたが、原発再稼働に反対している国民世論を受け、さすがに新增設、リブレースには言及しませんでした。同時に、「原発に固執する勢力の主張を受け、「重要なベースロード電源」、「必要な規模を持続的に活用」と引き続き温存・活用する姿勢を明確に示しています。

また国連からも二〇三〇年までに停止・廃止を求められている石炭火力については、現行計画の二六%（一九年度実績では三三%）を、改定案では一九%に引き下げるとしていますが、これでは国際的な批判は免れません。

一方、世界では再生可能エネルギー導入容量が昨年、過去最高となり、発電量でも発電比率でも初めて原子力を上回りました。六月三十日、国内の石炭火力発電所の廃止時期を二〇二五年から一年前倒し（二十四年九月末）することを発表したイギリスでは、一二年に四割を占めていた石炭火力の比率は二〇年に一・八%まで下がり、再生可能エネルギーの比率は四三・一%に達しています。「石炭は全廃、再エネ導入を主流に」という国際的な潮流と、原発ゼロ、再エネの大量導入を求める国内の世論と運動に押され、日本政府も対応を変えざるを得ない状況が生まれています。

2 過酷事故を起した原発

「確立した技術」ではないと批判

その一つが原発の位置づけです。昨年十二月に経済産業省が中心となり関係省庁と連携して策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、原子力を「確立した脱炭素技術」としました。

笠井亮衆議院議員は五月十九日の経済産業委員会で、「グリーン成長戦略」が重要分野の一つとして次世代炉の開発が必要と明記し、革新的イノベーション戦略で社会実装を目指す三十九のテーマの一つに革新的原子炉技術を挙げていることを指摘。産業競争力強化法改正で新設する「グリーン社会への転換」のための事業者の取組を担当大臣が支援する仕組みについて、「原発部品の生産設備も含まれるのではないか」と、梶山経済産業大臣に迫りました。梶山大臣は「原子力発電関係の設備は、税制の対象として想定している」と答弁しましたが、笠井議員は「グリーンや脱炭素を名目にして、原発を温存する、支援する余地を残している」と厳しく批判しました。

会で、第五次エネルギー基本計画（二〇一八年）では原子力について、「実用段階にある脱炭素化の選択肢の一つ」と位置づけていることを示し、「いつから位置づけが変わったのか。確立した脱炭素技術とはどういうことか」と迫りました。

梶山経産大臣は「次世代技術やサプライチェーン構築が必要となるCCS（二酸化炭素回収・貯留）や、カーボンリサイクルと組み合わせた火力発電や水素発電などの脱炭素電源の選択肢とは位置づけがことなることを示すために用いた」と苦しい言い訳に終始しました。

岩渕議員は「東京電力福島第一原発事故を

見れば、緊急事態宣言が今も発令されたままで、廃炉の見通しも立っていない、何より今

もふるさとに帰ることが出来ない方が何万もの被害が続いている。確立した技術などとは到底言えない」と厳しく批判しました。

批判受け原発の位置づけ変更

六月十八日に「更に具体化した」として更新された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が示されました。が、ここでは、昨年末に策定された当初の文

書には明記されていた、原子力の「確立した技術」という位置づけと「引き続き最大限活用」との記述が消えました。また、同日、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）では、「脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策」として、「電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー最優先の原則でとりくみ」、「原子力については、可能な限り依存度を低減しつつ、安全最優先の原発再稼働を進める」としました。

3 再エネ、省エネは雇用創出効果大

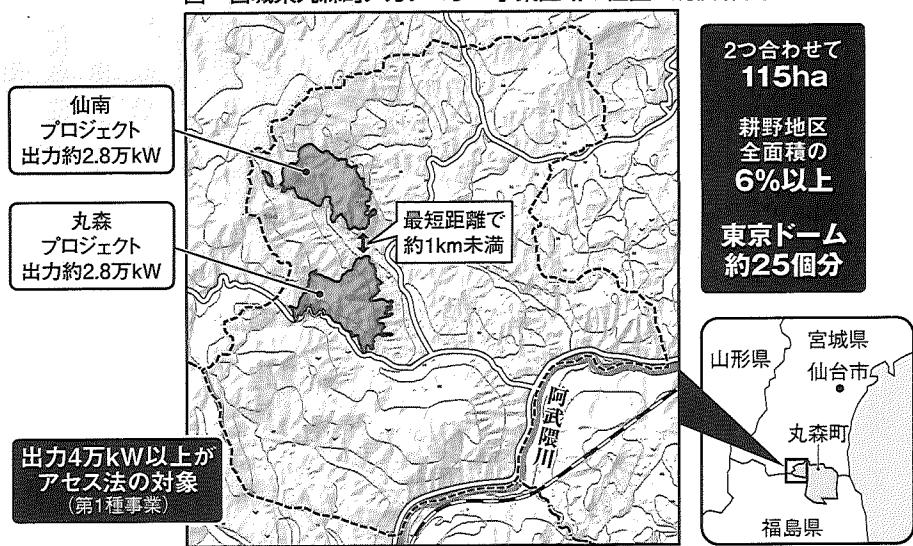
「地域に資する再エネ導入促したい」（経産大臣答弁）

岩渕議員の質問に対し経済産業省の茂木正会で、「再エネのコストが高い」という政府の主張に対し、研究者らによる「未来のためのエネルギー転換研究グループ」がまとめた米国のエネルギー関連投資会社Lazardの各年版データ（二〇二〇年）の資料（巻頭のデータファイル資料1）などを示して、「原子力や石炭火力のコストが高いというのが世界の常識になりつつある」、「米国政府の発表でも、洋上風力、バイオマスに統合してコストが高いのが原子力で、その次が石炭火力」と指摘しました。

さらに、国際エネルギー機関のデータを示し「再エネ、省エネの方が同じ投資額で化石燃料や原子力よりも雇用創出数が大きくなっている」として、「今ある技術を普及することで原発を使わずに二〇三〇年にカーボンニュートラルの大部分ができるという研究がある。太陽光の屋根置きやソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）を増やすなど既存の技術の徹底活用を検討すべき」と主張しました。

岩渕議員は六月三日の参議院経済産業委員会で、「再エネのコストが高い」という政府の主張に対し、研究者らによる「未来のためのエネルギー転換研究グループ」がまとめた米国のエネルギー関連投資会社Lazardの各年版データ（二〇二〇年）の資料（巻頭のデータファイル資料1）などを示して、「原子力や石炭火力のコストが高いというのが世界の常識になりつつある」、「米国政府の発表で

図 宮城県丸森町メガソーラー事業区域の位置と規模(耕野地区)



(出典:「耕野地区太陽光発電事業反対期成同盟会」「耕野の自然と未来を考える会」提供資料および国土地理院地図により、日本共産党・岩渕友参議院議員事務所作成。2021年5月31日参議院決算委員会提出資料)

ス)、PPA(注)などの事業の普及促進、農業政策とも整合した土地利用制度の見直しにとりくんでいく必要、関係省庁と連携して政策措置の強化を進めたいと述べました。岩渕議員はこの答弁を受け、「太陽光発電

地や屋根などのスペースを提供し、事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償設置と運用・保守をおこなう。需要家側は、そこで発電された電気の使用量(自家消費分)に応じてPPA事業者に電気料金を支払う。

の屋根置きの設置、そのための助成制度の組み合わせなどで、再エネ導入も増えるし、町工場や地域の工務店など中小・小規模事業者の皆さんとの仕事、雇用を確保することにつながるのではないか」と指摘。梶山経済産業大臣は「再エネ導入に当たっては地域の中小工務店等が活用される事例も多く、地域の中小企業に新しい仕事を生み出し、地域経渉の活性化に資するものと認識している」、「地域における再エネの地産地消は、レジリエンスの向上にも資する」とから重要。地域活性化等に資する先進的な再生可能エネルギー事業に対する奨励の取組やFIT制度による導入支援等を通じて、地域に資する再エネ導入を促していくべき」と答弁しました。

(注) PPA = Power Purchase Agreement(電力販売契約)の略。

電力の需要家がPPA事業者に敷

再エネは本来、その地域固有の資源であり、地域住民の利益につながるべきものです。大量導入に向けて、安全であること、地域住民との共生が大前提です。ところが、本来の再エネのあり方とは逆行する、地域外の大手事業者による大規模な開発を伴う再エネ事業が全国各地で計画されています。

の屋根置きの設置、そのための助成制度の組み合わせなどで、再エネ導入も増えるし、町工場や地域の工務店など中小・小規模事業者の皆さんとの仕事、雇用を確保することにつながるのではないか」と指摘。梶山経済産業大臣は「再エネ導入に当たっては地域の中小工務店等が活用される事例が多く、地域の中小企業に新しい仕事を生み出し、地域経済の活性化に資するものと認識している」、「地域における再エネの地産地消は、レジリエンスの向上にも資する」とから重要。地域活性化等に資する先進的な再生可能エネルギー事業に対する奨励の取組やFIT制度による導入支援等を通じて、地域に資する再エネ導入を促していくべき」と答弁しました。

4 地元無視の大規模開発伴う 再エネ事業

宮城県丸森町におけるメガソーラー計画 メガソーラー(大型太陽光発電)計画が問題になっている宮城県丸森町耕野地区は、福島県境に接している山と川に囲まれた美しい自然豊かな中山間地です。およそ二百四十世帯、人口六百人で、地域の大部分が山林であり、地区の端を阿武隈川が流れ、そこに流れ込む支流の沢が地区内に数多くあります。上下水道設備が無く、ほぼ全ての家庭が井戸戸水に頼った生活をしています。

この地域に東京ドーム二十五個分に匹敵する約百十五㌶もの面積の、その多くの部分を山林の伐採によつて開発する計二カ所のメガソーラー事業が計画されています(図)。地



住民（右端）の案内で丸森耕野地区のメガソーラー発電所建設予定地周辺を調査する（左奥から）大内真理党宮城県議、岩渕友参院議員、ふなやま由美衆院比例東北ブロック予定候補（5月29日）

元では二〇一九年七月下旬、個別にかなりの土地の売買契約が進んでいることが噂になりました。事業者に対して地元で説明会を開くよう促し、初めておおまかな事業計画が明らかになりました。しかし、二〇二〇年二月下旬に事業者側が初めて開催した説明会でも具体的な事業の詳細は明らかにされず、同年七月中旬になり初めて具体的な事業計画、組織体制が公開されました。

丸森町は、一九年十月の台風十九号で甚大な被害が発生し、死者、行方不明者十一人で、単独自治体では最も多い被害が出ました。計画地の地盤はもろくて崩れやすい」とや、生活用水、農業用水が枯渇するような」

名の「宮城県丸森町耕野地区に計画されている太陽光発電事業に対する反対の要望」書を受け取り、五月二十九日、ふなやま由美衆院比例東北ブロック予定候補、大内県議、山本町議とともに現地調査をおこないました。当日は、同事業計画に反対している地元住民などの四団体から要望書を受け取り、懇談しました。「反対期成同盟会」の宍戸秀逸代表は、「地域への相談もなく、計画が固まって出てきたとき驚いた。台風十九号被害の跡が消えない中、住民の不安は計り知れない」と発言。別の太陽光発電のパネル設置後に井戸の水位が大きく低下したという農家の方

とがあれば死活問題です。安全や生活に直結する問題として心配が広がって、森林を大規模に切り開くような事業はやめてほしいとう願いで、幅広い団体が反対意見を表明しています。

現地では山本明徳党町議が、保守系の議員、地元の団体とも連携しながら町議会の論戦と運動をすすめ、大内真理、金田もとの両党県議が現地調査をふまえて県議会で質問し、問題を明らかにしてきました。

岩渕参院議員は五月初旬、地元の「耕野地区太陽光発電事業 反対期成同盟会」「耕野の自然と未来を考える会」「耕野地区長会員志」「Fridays for Future Sendai」連

は、「事業者は私たちに因果関係を証明しようと」「事業者は私たちに因果関係を証明しようと困惑していました。町議会ではメガソーラー建設反対の請願が全会一致で採択され、町から県への意見書と反対署名が提出されています。また、三月十日に開催されたオンラインイベント「原発事故から10年 エネルギーの未来を決めるのは誰なのか？」で、「Fridays for Future Sendai」の皆さんのが、同事業の問題について告発しました。こうした地元の運動もうけ、国会では衆議院で山崎誠（立憲民主）議員が複数回にわたり、同事業の問題について取り上げました。

環境アセス逃れの実態

同事業をめぐり焦点となっていたのは、環境アセスメントの対象逃れの問題です。太陽光発電では出力が四万キロワット以上であれば国の環境アセスの対象になりますが、同事業は丸森プロジェクトと仙南プロジェクトという、それぞれ二・八万キロワットの事業で、県の条例アセス対象からも外れることになっていました（図）。

一方、同事業の実態は、FIT認定日が同じで、説明会も同じ会社が「共同」という形式で開催、司会、進行も同一人物であること、二つの予定地間の距離は最短で一キロメートル以

は、「事業者は私たちに因果関係を証明しようと困惑していました。

町議会ではメガソーラー建設反対の請願が全会一致で採択され、町から県への意見書と反対署名が提出されています。また、三月十日に開催されたオンラインイベント「原発事故から10年 エネルギーの未来を決めるのは誰なのか？」で、「Fridays for Future Sendai」の皆さんのが、同事業の問題について告発しました。こうした地元の運動もうけ、国会では衆議院で山崎誠（立憲民主）議員が複数回にわたり、同事業の問題について取り上げました。

内であることなど、一連の事業であることは明白です。三月四日、金田県議が定例県議会で「同事業を県の判断で環境アセスの対象とすべき」と県当局にたどりたところ、県環境生活部長は「環境アセスを所管する環境省及び発電事業を所管する経済産業省に対し、事業の一體性について判断を求めているところ」と答弁しました。

その後、三月三十日付で、県環境生活部長名で経済産業省の担当部局宛に、同事業の取扱いについて判断をあおぐ文書が届き、それを受けた四月二十七日付で経産省の担当部局から回答を通知しました。その内容は「同一発電所であると判断できない。当該事業が一體であるとは判断できない。したがって環境アセスの対象事業に該当するとは言えない」というものでした。

アセス逃れ防止対策・経産大臣が基準見直し約束、丸森町事案がアセス対象に変更

岩渕議員は五月三十一日の参議院決算委員会で、経産省が宮城県に対し「同事業がアセスの対象にならない」と回答をおこなった判断基準の問題について「直ちに見直しをおこない全国に徹底すべき」と迫りました。

岩渕議員は、環境省に対し環境アセスを実施する事業の一連性の判断基準について質問。環境省の和田篤也総合環境政策統括官

は、「事業の一連性の判断については、事業の目的が同一であり、かつ構想及び決定の時期が同一か否かなどにより総合的に判断するもの」で、「事業の単位が事業の許認可を受ける単位とは異なることもあり得ること、加えて事業者が複数であっても事業の目的、構想及び決定の時期が同一であれば一連の事業とみなされる場合がある」とされている、と答弁しました。

岩渕議員は、経産省の判断基準は二〇一三年のものであり、太陽光発電がアセスの対象外であっただけでなく、再エネが大規模にとりくまれる前の文書であることを指摘、現状にあわないと批判しました。

梶山経産大臣は、「二〇一三年の判断の目安の策定後、二〇年四月より太陽光発電が環境アセスの対象となり、設置形態も多様化していることから、判断の目安を見直すべく、六月にも検討会を立ち上げ、環境影響評価法の趣旨が十分に踏まえられるように、環境省とも連携して、七月を目途に結論が得られるよう議論を進めたい」と答弁しました。

この後、六月三十日、経産省担当部局から宮城県に対し、丸森町耕野地区に計画されているメガソーラー事業は一連の事業と見なしアセス対象になると回答がありました。

また、経済産業省は七月三十日、「太陽光発電所・風力発電所に係る環境影響評価にお

ける事業の一連性の考え方について（案）」をまとめ意見募集（パブリック・コメント）の手続を開始し、八月末の受付締切を経て、周知・徹底を図りたいとしています。

アセスを住民の声を反映する制度に

現行のアセス手続では、最初の計画段階での環境配慮書とその次の方針書の段階で、関係市町村、都道府県知事の意見聴取が義務付けられ、地元住民への説明会は、方法書の段階と準備書の段階で開催が義務付けられています（データファイル資料3）。

罰則規定が無いこともあり、実際には、地元住民への説明会の対象範囲を狭くして周知も十分にしない、説明会の内容も広く公開せず、質問にも十分に答えないなどの事業者の問題も報告されています。一方、地元への説明会や関係市町村、都道府県知事が意見を述べる過程で様々な問題が明らかになるという面もあります。

福島県いわき市では、アカシア・リニューアブルズ（株）の「（仮称）遠野風力発電事

業」が巨大風力発電の集中立地として計画されていました。地元の皆さんとのとりくみと議員の質問、岩渕議員も繰り返し国会で問題を追及してきた結果、アセス手続の途中で事業を断念しました。この他にも、国のアセス手続により「説明会で住民の声を直接聞き、事



石巻市のパーム油発電所建設予定地周辺を住民（右端）の案内で調査する（左から）齋藤澄子・水沢富士江・両党石巻市議、岩瀬友参考院議員、三浦一敏党宮城県議、高橋千鶴子衆院議員、ふなやま由美衆院比例東北ブロック予定候補（5月23日）

環境維持と地域経済への貢献にふさわしい事業となるよう事業者に義務付けるなど、アセス制度の改善、強化が必要です。

5 パーム油火力発電所の問題

宮城県石巻市須江地区に計画されているのは、森林約八万平方㍍、東京ドーム二個分ちかくを買収してパーム油による火力発電所を建設するとしていた事業です。近くには保育所や小学校、人口が増加している住宅地があり、二十四時間稼働による振動、騒音、悪臭、大気汚染など生活環境の悪化や、燃料を運ぶ大型トレーラーが通学路を一日に三十三台も通学路を横切る計画で、安全面でも非常に心配されています。

石巻の須江地区の環境を守る住民の会と、須江地区保護者の会の皆さん、これまで何度も市や県への申し入れをおこなつていて、現地では水沢富士江市議が市議会での論戦と意見書のとりまとめ、三浦一敏党県議が県議会での論戦や県への申し入れ、要請書の採択など、地元の運動と一緒にくんできました。

岩瀬参院議員は、昨年十一月に地元の会の中止・撤回を求める要望書」を受け取り、署名一万人分（二月現在）を県知事に提出し、「須江地区保護者の会」の代表と懇談し、保護者の会の代表からは「一定以上の出力の発電所は住宅地に建設出来ないなどの決まりが必要」との切実な要望が出されました。

住民合意なき事業はF—I認定取消しを

岩瀬議員は五月二十日の参議院経済産業委員会で、同事業について市議会でも県議会でも党派を超えて質問がおこなわれ、同事業に対する反対署名が須江地区住民の過半数を超え、地元の大多数が建設中止の意思であることが明確であること、国に対する意見書提出を求める請願が県議会でも全会一致で採択されていることを示し、「同事業は地元の皆さんへの理解を得られているとは到底言えないと思うが、どのように認識しているか」と、梶山経済産業大臣の認識をただしました。

梶山大臣は「G—B—Bi—石巻須江発電所事業については、地域住民から発電所稼働に伴つて発生する騒音、悪臭、大気汚染などによる住環境への影響や健康被害、そして事業者

業実施は難しいと感じた」と事業見送りを表明した風力発電計画もあります。県条例にもとづくアセス手続により、住宅からの距離を離し風車の一基当たりの出力を変えることなく基数を半分にさせた事業もあります。

欧洲では、住民が納得するまで公開討論が実施されることもあります。

本来、事業の立案、計画の段階から、地域

の住民、自治体、環境保護団体、専門家などが必要とする情報を開示し、ひろく利害関係者を加えた意見交換をおこない、その地域の

今年五月、高橋千鶴子衆議院議員、ふなやま由美衆院予定候補らとともに現地調査をおこないました。

当日は、建設予定地を調査し、建設反対の署名一万人分（二月現在）を県知事に提出し、住民団体「石巻須江地区の環境を守る会」と「須江地区保護者の会」の代表と懇談し、保護者の会の代表からは「一定以上の出力の発電所は住宅地に建設出来ないなどの決まりが必要」との切実な要望が出されました。

議会と自治体 第281号(2021.9)

による地元とのコミュニケーションの取り方について、地域の住民から懸念の声が上がっていると承知している」として、「地域住民と適切なコミュニケーションが図られていないことが確認された場合には、地域と共生した事業が実施されるよう、適切に対応していきたい」と答弁しました。

同事業者は、方法書提出後の住民説明会でも、町内会などへの事前案内は一切なく、説明会でも資料と説明の内容が違っていても撮影も録音も拒否し、住民の合意を得ようという姿勢が有りませんでした。方法書に対する県知事意見では「生活環境への重大な影響や交通環境負荷の増加による影響への懸念を示し、重大な影響を回避又は十分に低減出来ない場合は、対象事業実施区域の見直しを行うこと、事業内容に対する十分な理解を得たことを確認した上で事業を進めるよう」厳しく指摘していました。

岩渕議員は、「同事業が県知事からの指摘を受けてもなお、今年四月下旬におこなわれた県の条例アセスの手続による準備書の住民説明会で「国や県知事から建設を止めると言われたら止めるが、言われていない」と開き直りの態度であったことを梶山大臣に示し、「こんな姿勢が許されるのか」と批判しました。

梶山大臣は「各地域の実態に応じながら事

業者が適切に地域との対話を深めていくことが重要」、「再エネ特措法では、地域の実情に合わせて自治体が定めた条例を含む関係法令の遵守を認定基準として定め、違反した場合には必要に応じて認定を取り消すこともある」と答弁しました。

住民合意の義務化が必要

岩渕議員は、石巻市議会が全会一致で経済産業大臣宛の意見書（バイオマス発電所の住宅地への建設を避ける、事業用地買収段階から地権者以外の広い地域住民への事業計画の周知と理解を得ることなどの内容）を採択していることを示し、事業計画策定ガイドライン遵守の義務化、事業に対する住民合意の義務化を迫りました。

梶山大臣は「二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現に向けて再エネの主力電源化を

進めていくに当たって、地域に根差した再エネ導入拡大を進め、地域住民の信頼を獲得していくことが重要」としながらも、「各地域の実情に応じて、事業者が適切に、地域との対話を深めていくことが重要」と義務化は否定しました。

同時に「地域共生を円滑にするための条例

策定を検討したい自治体をサポートする観点

から、条例のデータベースを構築して事例の展開に努めたい」と答弁しました。

パーム油発電を問題視する流れ強まる

パーム油発電所の建設を計画している事業

関係条例の策定状況

経産省の資料によれば、全国の自治体に調査した結果、千五百五十九（八七・七%）の自治体から回答があり、二〇年度時点で百三十四件の再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例が制定されていることが明らかになりました（二一年三月二十四日時点）。

一六年度に二十六件だったものが、五年で約五・二倍に増加し、全国の自治体の約一割弱が再エネ条例を制定している状況です。

このうち、六十六件の条例は、再エネ発電設備の設置に関し、抑制区域や禁止区域を規定しており、特に埼玉県川島町では域内全域を抑制区域としています（「川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」二一年一月一日施行）。

環境省に問い合わせして紹介されたwebサイト（一般財團法人地方自治研究機構）では、二一年七月二十九日更新時点で、太陽光発電設備の規制に関する条例は百五十六とされています（都道府県が四、市町村が百五十二）。また、風力発電に関する条例、ガイドラインを制定している自治体は七十一となっています（環境省回答、七月六日時点）。

者は、国際的にパーム油生産が熱帯林の破壊を引き起こしているとして問題視する流れが強まっていることを受け、石巻市の案件では、F I T認定の燃料をパーム油で申請しているにもかかわらず、住民に対して「ボンガミア油」を使用すると説明を始めました。これはF I T制度の対象となつてない燃料です。

岩渕議員は「パーム油の旗色が悪いと判断してF I T認定もされていない燃料を使うと説明する事業者を信頼しろと言われても難しい」と批判。F I T認定を取り消すよう重ねて大臣に迫りました。

米国ではバイオ燃料としてのパーム油利用は禁止、EUでは段階的に廃止するなど厳しい目が向けられています。国内でも、一八年度から審議会で持続可能性について第三者認証の基準を満たすことを求めています。具体的には一八年四月一日以降の新規認定案件については、持続可能性について第三者認証を取得することがF I Tの燃料認定の前提とされています。それ以前の案件については、二二年三月末までに持続可能性の認証を取ることを求めています。

また、新規燃料については、昨年度の審議会の検討において、ライフサイクルG H G（原料の栽培から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出の総量）の検証が終わ

るまでは新たな燃料の追加認定をおこなわないとしています。

岩渕議員は民間シンクタンクがまとめた資料（データファイル資料2）を示し、「（パーム油発電は）第三者認証で確認したとしても、産地への負荷があり、生産方法によつては温室効果ガスがLNGよりも高くなる」と指摘しました。

国際的な世論と地元や環境NGOの反対により、すでに京都府福知山市のパーム油発電所は昨年十二月に完全停止に、群馬県邑楽郡千代田町の計画も中止状態に追い込んでいます。

6 再エネ大量導入と土地利用の問題

も必要」と述べました。

先の通常国会では、再エネ促進区域を自治体が設置することを含む地球温暖化対策推進法の改正がおこなわれました。環境省は脱炭素先行地域を二〇三〇年までに百ヶ所以上つくるため、複数年度にわたり自治体を資金支援する新制度の検討や自治体の再生可能エネルギー促進区域設定の支援など重点政策を各省と連携しながら推進していくとしています。

同改正案については、田村貴昭衆議院議員、山下芳生参議院議員がそれぞれ環境委員会で「促進エリアに加えて、自然環境や生活環境を保全するエリアを指定する必要があ

して、その現場周辺に太陽光発電施設がありをひきました。

国民の間で、傾斜地などに設置されたメガソーラー施設（それにともなう皆伐・盛り土などの山林開発）による土砂災害への不安が広がっているもとで、環境省は改正地球温暖化対策推進法の施行に向けて「ネガティブゾーニング」（不適地を外すなど）の設定などについても検討を進めることにしました。

小泉進次郎環境大臣は七月六日の記者会見で、「国民の皆さんのお心の払拭と、危険なところには建つものではないことを明確にしなければ、再エネに対する理解も共感も得られにくいのであれば、躊躇なく対応することも必要」と述べました。

先の通常国会では、再エネ促進区域を自治体が設置することを含む地球温暖化対策推進法の改正がおこなわれました。環境省は脱炭素先行地域を二〇三〇年までに百ヶ所以上つくるため、複数年度にわたり自治体を資金支援する新制度の検討や自治体の再生可能エネルギー促進区域設定の支援など重点政策を各省と連携しながら推進していくとしています。

同改正案については、田村貴昭衆議院議員、山下芳生参議院議員がそれぞれ環境委員会で「促進エリアに加えて、自然環境や生活環境を保全するエリアを指定する必要があ

る」と小泉大臣に求めていました。またこれ

までも、各地域の実態をふまえ関係議員が

「土砂災害危険地域などには再エネ設備は建設出来ないよう規制すべき」と経済産業大臣、環境大臣などに迫ってきました。

太陽光発電施設による土地改変の状況

林野庁の調査によれば、太陽光発電事業を目的とした林地開発許可件数は、二〇一二年年度の三十二件から翌年度は百二十四件、一四年度には二百五十五件まで増え、その後もデータがまとまっている一九年度まで同規模の件数で推移しています。また、環境省の調査（一九年三月）では、地方公共団体のアンケート（一八年）で、太陽光発電事業における環境影響に関する最も多い苦情は「土砂災害」（一八%）となっています。

山梨県は、森林開発を伴った太陽光発電施設周辺など、盛り土を伴う造成地の約百十カ所の緊急点検を七月中に完了させる方針ですが、土砂災害警戒区域内と区域付近の施設一十七カ所も含まれるとしています。

ドイツでは、太陽光発電の建設には各州の法律で許可が必要とされていることと、立地規制について、国土整備・都市計画法制と再生可能エネルギー法の二本立てで、総合・統括的な規制がおこなわれています。

おわりに

六月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「二〇三〇年度に一三年度比で温室効果ガス四六%削減、二〇五〇年カーボンニュートラル社会の実現達成のため、再エネの最大限の導入、主力電源化に向けて、

規制・制度見直しが不可欠」として、①農地、森林、自然公園 所有者不明土地等における立地制約の解消や環境影響評価手続の見直し、②再生可能エネルギーの最大限導入に向けた系統制約の解消や市場制約の解消、③保安・安全規制の見直しや住宅・建築物分野における省エネ対策の推進等について重点的にとりくむとしています。

②で指摘している問題については、地域や

市民主体の再エネ事業の導入を阻んでいる送電線の接続、給電ルールを変更し、原発、石炭火力優先から再エネの優先利用を義務化すること、大手電力に圧倒的に有利な卸電力市場について、再エネ導入にとりくむ事業者が不利になるような仕組みはただちに見直すべきです。

一方、森林の有効活用として「国有林野の貸付け等に係る手続の迅速化、透明化」なども挙げられており注視が必要です。また、陸上風力発電の環境アセスメントの規模要件について、十月から五万キロワット以上への引き上げを準備中です。

再エネが地域の資源として活用されることと大量導入を両立させるためには、地元住民の合意、意向と自治体の意見を反映させた、規制地区と建設可能地区を明確にしたゾーニング、環境アセスメント制度、発電事業者の認定をおこなうFIT法、安全面が担保できる森林法の改正など関係法令の改善、強化が必要です。

現在、大手電力会社や大手事業者が独占し、外資やファンドがもうけ口として狙っているエネルギーを国民の手に取り戻すために、省エネ・再エネの高い導入目標を掲げ、二〇一八年三月、衆議院に提出（「無所属の会」から二人が賛同者に）した国民の願いをまとめた「原発ゼロ基本法案」（立憲民主党、日本共産党、自由党、社民党の四政党）、立憲民主党と共同提案した「分散型エネルギー社会推進四法案」の成立・具体化こそ求められています。

（あべ・ゆみこ）